

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社アイセイ薬局

【英訳名】 Aisei Pharmacy Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 岡村 幸彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03-3240-0222(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 管理本部長 垣東 勝

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03-3240-0222(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 管理本部長 垣東 勝

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	9,978,280	37,859,478
経常利益 (千円)	240,758	1,725,506
四半期(当期)純利益 (千円)	82,323	790,055
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	85,704	800,618
純資産額 (千円)	3,596,278	3,620,013
総資産額 (千円)	20,919,647	20,174,887
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	72.21	822.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	70.52	812.48
自己資本比率 (%)	17.2	17.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は、第12期第1四半期連結累計期間においては、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、第12期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、調剤薬局事業において行われた主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

- (1) 平成24年4月1日に当社連結子会社である赤玉薬品株式会社を存続会社とし、当社連結子会社である有限会社東北メディスン及び株式会社日本医療サービスを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。また、平成24年4月2日に当社連結子会社である赤玉薬品株式を分割会社とし、当社連結子会社として株式会社日本医療サービスを新設分割しております。
- (2) 平成24年4月2日に当社連結子会社である有限会社やまうち薬局の全株式を譲渡いたしました。
- (3) 平成24年4月5日に有限会社すみれ薬局の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

この結果、平成24年6月30日現在では、当社グループは、当社（株式会社アイセイ薬局）と、連結子会社7社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要な事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国の経済状況は、復興需要等を背景として、設備投資の持ち直し、企業収益の改善等に伴い、緩やかに回復しつつあります。しかしながら、欧州政府債務危機の再燃による海外景気の下振れ懸念が存在しており、国内においては、電力供給の制約やデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念等を含め、景気の先行きに不透明感が広がっております。

調剤薬局業界におきましても、平成24年4月に調剤報酬改定、薬価改定が行われ、薬価の引き下げ、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進等による、国民医療費削減に向けた政策が実施され、厳しい環境が続いております。

このような状況の下、当社グループの主力である調剤薬局事業では、新規出店及びM&A戦略を推進しており、平成24年5月に甲信越支店を立上げ、甲信越エリアで12店舗の調剤薬局店舗の営業を開始し、事業規模の拡大、収益力の強化に向けた施策は順調に推移しております。当第1四半期連結累計期間における連結経営成績は、売上高9,978百万円を計上しました。利益面では、薬価改定による影響、新卒薬剤師の大量採用等があり、営業利益259百万円、経常利益240百万円、四半期純利益82百万円を計上しました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

調剤薬局事業

当第1四半期連結累計期間において、1店舗の閉鎖、株式譲渡による2店舗の譲渡はありましたが、8店舗の新規出店を行い、3店舗の譲受け、8店舗の株式取得に伴う子会社化により、店舗数は増加し、事業拡大に向けた店舗展開は順調に進捗しております。その結果、当第1四半期連結累計期間における調剤薬局事業の店舗数は230店舗（純増16店舗）となりました。

調剤薬局事業では、隔年で実施される調剤報酬改定、薬価改定が実施され、薬学部の6年制への移行後、初の新卒薬剤師の採用等がありましたが、店舗数の増加により、売上高9,563百万円、セグメント利益801百万円を計上しました。

その他

当社グループでは、介護福祉事業（株式会社愛誠会）、不動産リース事業（株式会社日本医療サーピス）及び医薬品卸事業（株式会社ジェネコ）を営んでおります。当第1四半期連結累計期間において、介護福祉事業では、3年に1度の介護報酬改定がありましたが、既存施設は堅調に推移しております。不動産リース事業及び医薬品卸事業についても、業績は予算どおり進捗しており、この結果、売上高728百万円、セグメント利益59百万円を計上しました。

(2) 財政状態の分析

資産合計は、前連結会計年度末の20,174百万円に対し、744百万円増加し、20,919百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末の11,265百万円に対し、126百万円増加し、11,392百万円となりました。主な要因は、調剤薬局店舗数の増加等に伴う商品及び製品の増加684百万円等であります。

固定資産は、前連結会計年度末の8,908百万円に対し、617百万円増加し、9,526百万円となりました。主な要因は、店舗開発の中止に伴う敷金及び保証金の返還等による276百万円の減少、新規店舗の開発（M & A、店舗の譲受けを含む。）等による建物及び構築物の増加145百万円、のれんの増加321百万円等であります。

負債合計は、前連結会計年度末の16,554百万円に対し、768百万円増加し、17,323百万円となりました。主な要因は、法人税等の納付による未払法人税等の減少255百万円はあったものの、新規店舗の開発（M & A、店舗の譲受けを含む。）等による買掛金の増加513百万円、納税資金の借入れに伴う短期借入金の増加240百万円、賞与引当金の増加307百万円等によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末の3,620百万円に対し、23百万円減少し、3,596百万円となりました。主な要因は、四半期純利益82百万円の計上及び配当の支払109百万円等によるものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000
計	1,500,000

(注) 平成24年8月10日開催の取締役会の決議により、平成24年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,500,000株増加し、3,000,000株となります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,140,000	1,140,500	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	1,140,000	1,140,500		

(注) 1 提出日現在発行数には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 平成24年8月10日開催の取締役会の決議により、平成24年9月1日付で1株を2株に株式分割いたします。これにより株式数は1,140,500株増加し、発行済株式総数は2,281,000株となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日 (注)		1,140,000		1,625,188		396,308

(注) 平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ840千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,139,800	11,398	
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	1,140,000		
総株主の議決権		11,398	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,100,800	2,640,476
売掛金	5,676,034	5,534,100
商品及び製品	1,784,480	2,469,194
原材料及び貯蔵品	238	221
その他	804,015	847,663
貸倒引当金	99,600	98,721
流動資産合計	11,265,968	11,392,933
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,110,187	2,255,226
その他（純額）	1,958,943	2,073,487
有形固定資産合計	4,069,130	4,328,713
無形固定資産		
のれん	1,717,065	2,038,254
その他	204,844	209,336
無形固定資産合計	1,921,909	2,247,590
投資その他の資産		
投資有価証券	219,899	227,267
敷金及び保証金	1,461,116	1,184,434
その他	1,432,255	1,734,100
貸倒引当金	195,392	195,392
投資その他の資産合計	2,917,878	2,950,408
固定資産合計	8,908,919	9,526,713
資産合計	20,174,887	20,919,647

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,662,123	8,175,752
短期借入金	-	240,000
1年内返済予定の長期借入金	1,766,826	1,595,826
未払法人税等	735,939	480,505
賞与引当金	307,011	614,289
その他	1,061,191	1,230,203
流動負債合計	11,533,092	12,336,577
固定負債		
長期借入金	3,478,577	3,410,983
退職給付引当金	154,000	163,151
資産除去債務	184,771	191,680
その他	1,204,432	1,220,976
固定負債合計	5,021,781	4,986,791
負債合計	16,554,874	17,323,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,625,188	1,625,188
資本剰余金	506,284	506,284
利益剰余金	1,461,072	1,433,956
株主資本合計	3,592,545	3,565,429
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,962	31,368
繰延ヘッジ損益	493	519
その他の包括利益累計額合計	27,468	30,849
純資産合計	3,620,013	3,596,278
負債純資産合計	20,174,887	20,919,647

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	9,978,280
売上原価	8,648,954
売上総利益	1,329,325
販売費及び一般管理費	1,069,753
営業利益	259,571
営業外収益	
受取利息	2,232
受取配当金	2,269
不動産賃貸料	5,044
保険解約返戻金	6,700
受取手数料	6,670
その他	9,498
営業外収益合計	32,416
営業外費用	
支払利息	37,537
不動産賃貸費用	5,870
支払手数料	5,243
その他	2,578
営業外費用合計	51,229
経常利益	240,758
特別利益	
固定資産売却益	313
関係会社株式売却益	6,642
特別利益合計	6,955
特別損失	
固定資産除売却損	1,684
特別損失合計	1,684
税金等調整前四半期純利益	246,030
法人税、住民税及び事業税	498,676
法人税等調整額	334,970
法人税等合計	163,706
少数株主損益調整前四半期純利益	82,323
四半期純利益	82,323

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成24年4月1日
至平成24年6月30日)

少数株主損益調整前四半期純利益	82,323
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	3,406
繰延ヘッジ損益	25
その他の包括利益合計	3,380
四半期包括利益	85,704
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	85,704

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間において、連結子会社である赤玉薬品株式会社を存続会社とし、連結子会社である有限会社東北メディスン及び連結子会社である株式会社日本医療サービスを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。また、連結子会社である赤玉薬品株式会社の不動産リース事業を、新設分割によって新設した連結子会社である株式会社日本医療サービスが承継いたしました。 新たに株式を取得したため、有限会社すみれ薬局を連結の範囲に含めております。 有限会社やまうち薬局の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。
(2) 変更後の連結子会社の数 7社

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,359千円増加しております。

【四半期連結財務諸表の作成に当たり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	153,016千円
のれんの償却額	92,040千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	109,440	96	平成24年3月31日	平成24年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント	その他 (千円) (注)1	合計 (千円)	調整額 (千円) (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (千円) (注)3
	調剤薬局事業 (千円)				
売上高					
外部顧客への売上高	9,563,841	414,439	9,978,280	-	9,978,280
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	314,242	314,242	314,242	-
計	9,563,841	728,681	10,292,522	314,242	9,978,280
セグメント利益	801,317	59,222	860,540	600,968	259,571

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護福祉事業、不動産リース事業及び医薬品卸事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 600,968千円には、セグメント間取引消去7,244千円、全社費用 602,822千円及び棚卸資産の調整額 5,390千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「調剤薬局事業」セグメントの利益が1,157千円増加し、「その他」のセグメント利益が49千円増加しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「調剤薬局事業」セグメントにおいて、有限会社すみれ薬局の株式を取得し連結子会社化したこと及び調剤薬局3店舗を事業譲受けしたことにより、のれんが増加しております。また、有限会社やまうち薬局の全株式を売却し連結範囲から除外したことに伴い、「調剤薬局事業」セグメントにおいて、のれんが減少しております。

当該事象によるのれんの純増加額は、当第1四半期連結累計期間において、413,230千円であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 事業分離

(子会社株式の売却)

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称及びその事業の内容

分離先企業の名称 しずおかクローバー薬局株式会社

事業の内容 調剤薬局事業

事業分離を行った理由

当社は、経営資源の選択と集中による経営の効率化及び地域医療に資する企業活動の推進により、企業価値の一層の向上を目指しております。他方、分離先であるしずおかクローバー薬局株式会社は、静岡地区において地域に密着した事業展開を行っております。そのような背景の下、当社では、有限会社やまうち薬局の全株式の譲渡が、投下資本の早期回収・再投資の実現による経営の効率化及び静岡地区における地域医療の更なる発展に寄与するものと判断し、同社の全株式を譲渡いたしました。

事業分離日

平成24年4月2日

法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 6,642千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 225,429千円

固定資産 9,175千円

資産合計 234,604千円

流動負債 93,785千円

固定負債 2,518千円

負債合計 96,304千円

会計処理

有限会社やまうち薬局の連結上の帳簿価額と、当社が対価として受取った現金との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

調剤薬局事業

(4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

該当事項はありません。

2 取得による企業結合

(株式取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 有限会社すみれ薬局

事業の内容 調剤薬局事業

企業結合を行った主な理由

当社グループの山梨地区における新たな地域ドミナント形成の中核とすることを目的として、子会社化いたしました。

企業結合日

平成24年4月5日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

有限会社すみれ薬局

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として有限会社すみれ薬局の全株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年4月1日をみなし取得日としたため、平成24年4月1日から平成24年6月30日までの業績を含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価(現金) 450,000千円

取得に直接要した費用(アドバイザー費用等) 25,000千円

取得原価 475,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

380,127千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

8年間で均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	72円21銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	82,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	82,323
普通株式の期中平均株式数(株)	1,140,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	70円52銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	27,463
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション割当)

当社は、平成24年7月27日開催の取締役会において、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対するストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

1 新株予約権の名称 株式会社アイセイ薬局第2回新株予約権

2 新株予約権の総数 330個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当の対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役(社外取締役を除く)	4名	260個
当社執行役員	7名	70個

3 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする(株式の総数は33,000株)。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成27年6月30日までとする。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11に準じて決定する。但し、(1)、(2)、(3)を除く。

10 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、以下の条件が満たされた場合に限り、上記5の期間内において、新株予約権を行使することができる。

当社の平成26年3月期の事業年度の連結経常利益の金額が、21億40百万円以上であること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、平成26年3月31日に至るまで当社の取締役または執行役員の地位にあることを要する。

(3) 上記(1)、(2)を満たした場合に限り、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合は)、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できる(ただし、上記9に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)。

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

12 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

ブラック・ショールズ・モデルにより算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当社は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

13 新株予約権を割り当てる日 平成24年8月17日

14 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成26年3月31日

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成24年8月10日開催の取締役会において、次のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上を高めることにより、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成24年8月31日を基準日とし、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 発行可能株式総数の増加

平成24年8月10日開催の取締役会の決議により、平成24年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,500,000株増加し、3,000,000株となります。

(3) 株式分割により増加する株式数

平成24年7月31日現在の発行済株式総数	1,140,500株
今回の分割により増加する株式数	1,140,500株
株式分割後の当社発行済株式総数	2,281,000株
株式分割後の発行可能株式総数	3,000,000株

(注) 上記には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

3 株式分割の時期

効力発生日 平成24年9月1日

4 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の開始の日において行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	36円11銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	35円26銭

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

株式会社アイセイ薬局
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイセイ薬局の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイセイ薬局及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。